

# 朝倉市国民健康保険

## マイナンバー制度の情報連携について

平成29年11月以降にマイナンバー制度の情報連携の本格運用が始まります。

各種手続きの際にマイナンバーを記載すれば住民の方が提出する必要があった添付書類を省略されるとされています。

マイナンバーによる情報連携（情報照会）は、連携対象となる情報を提供者が登録した後、一定期間を要するため、即日に行えない場合や日数を要する場合もあり、事務処理に重大な遅延が生じるなどの問題が想定されます。

朝倉市国民健康保険業務（国保加入など）に関しては、情報連携の本格運用開始後もこの問題が解消されるまでの間は、引き続き資格喪失証明書等の添付書類の提出をお願いします。

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類が必要です。

